

# 地方分権改革に関する提案

（土壤汚染のおそれがない土地の改変などに関  
し、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出義  
務の廃止について）




平成29年7月14日

栃木県

# 土壌汚染対策法の目的 (第1条)

- ▲ 土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること。

## 法第4条第1項に基づく届出及び 同条第2項に基づく調査命令

- ▲ 土地の形質の変更は、汚染の拡散のリスクを伴うものであるが、旧土壌汚染対策法においては、「指定区域」外における土地の形質の変更については規制が無かった（施行通知）。
  - ▲ このため、平成22年の法改正により、以下の規定が追加。
    - 3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を行う者は、その旨を事前に届け出なければならない（第4条第1項）。
- 
- 当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土壌汚染状況調査の実施及び結果の報告を命ずることができる（第4条第2項）。



# 法第4条第1項に基づく届出に係る 事務処理

▶ 栃木県における法第4条に基づく届出の事務処理フロー

① 届出の受理（法第4条第1項）

② 当該土地が特定有害物質によって  
汚染されていることの蓋然性の判断

- ・ 地歴の確認
- ・ 土地の利用形態の確認
- ・ 特定有害物質の使用履歴の確認
- ・ その他

（土壌汚染のおそれがある場合）  
③ 調査命令の発出（同条第2項）



# 栃木県における同法第4条 第1項に基づく届出件数等の推移

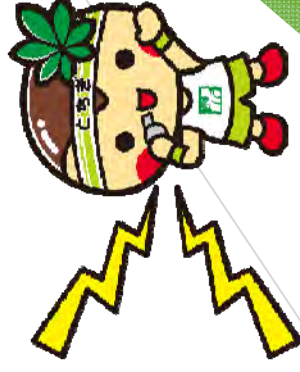
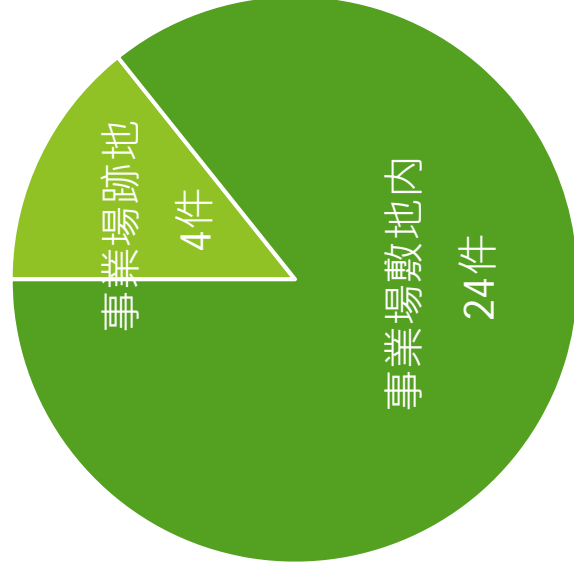
- ▲ 届出件数は、250件/年前後で推移
- ▲ 調査命令の発出は10件/年未満（総件数の4%未満）



## 栃木県における同法第4条第2項に 基づく調査命令の発出状況

- ▶ 平成22年度以降に調査命令を発出したのは28件（平成29年7月5日現在）。
- ▶ いずれの土地も、人為的な汚染が認められるもの（特定有害物質の使用履歴あり）が対象。

調査命令を発出した土地（28件）の内訳





# そこで、 現行制度に対する栃木県からの提案

## ▲ 提案 1

「保安林で行われる治山工事」などは人が踏み入らない山間部の奥地であるため、そもそも土壌汚染のおそれが極めて低いと考えられ、届出は不要であると考える。

→ 現行制度では届出が必要となっており、治山工事の速やかな実施の支障となっている。【支障事例 1】

## ▲ 提案 2

法に基づかない任意調査を実施している場合などの「既存の知見により汚染のないことが確認されている土地」についても届出は不要であると考える。

→ 工場の建設等による土地の改変に当たり届出が必要となっており、企業の事業活動の支障になっている。【支障事例 2】



# 支障事例 1 (治山事業における届出)

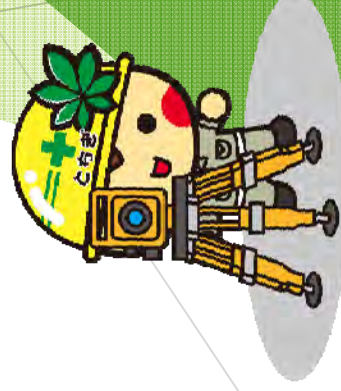
- ▲ 栃木県は、県土の約55%が森林であるが、治山事業に係る法第4条に基づく届出が、年間5件前後提出される。
- ▲ これらはいずれも、**土壌汚染のおそれ**が極めて低いにも関わらず、改めて**土地の履歴等の確認作業**を行った。
- ▲ 確認の結果、調査命令の発出は行っていない。



出典：栃木県環境森林部



栃木県





## 支障事例 2 (過去に調査が行われた土地)

- ▲ 栃木県の「M産業団地」では、環境影響評価条例に基づく土壌調査を実施し、汚染が無いことを確認。
- ▲ 法第4条に基づく届出は、「造成時」「分譲時」にそれぞれ提出され、いずれも調査命令は発出していない。



### 【造成時】

① H22.12.3届出

### 【分譲時】

② H25.6.21届出

③ H27.2.6届出

④ H27.7.8届出

⑤ H27.12.3届出

# これらの提案による効果

## ▶ 効果1

法の目的は、土壌汚染対策により国民の健康を保護することであるが、健康への影響が生じる蓋然性が認められな  
い行為に対して規制を緩和することにより、例えば、森林の公益的機能の速やかな向上及び企業活動の活性化につながることが期待される。

## ▶ 効果2

また、自治体においては、法第4条に基づく届出件数は多いことから、これらの規制の緩和により、事務の効率化にも資することが期待される。





## 参考 (中央環境審議会 第一次答申から)

- ▲ 都市計画法の区域区分との関係で見た場合、都市計画区域外で調査命令が発出された件数は1,263件中1件、基準超過は0件であった（平成26年度）。
- ▲ このため、都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。